

## シェール開発プロジェクトの支援の強化について

令和2年4月1日  
石油天然ガス開発推進本部

### 1. 支援強化の内容

石油・天然ガスの供給源の多角化や本邦企業のオペレーション能力の涵養に資するシェール開発事業に対して、以下の措置を講じる。

- 債務保証料率を0.1%減じる。ただし最低保証料率は現行どおり0.4%とする。

### 2. 支援強化対象案件の要件

以下の要件を満たす案件とする。

- 保証委託者が保証対象事業のオペレーターであること。
- 海外事業法人買収等資金に係る債務保証業務においては、当該海外事業法人が保有する主要な事業において事業のオペレーターであること。

以上